

盛岡広域振興局長告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和元年11月26日

盛岡広域振興局長 石 田 知 子

- 1 路線名 渋民田頭線
- 2 供用開始の区間
 - (1) 盛岡市好摩字夏間木83番188地先から83番28地先まで
 - (2) 盛岡市好摩字夏間木83番12地先から字野中69番55地先まで
- 3 供用開始の期日 令和元年11月26日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
 - (2) 期間 令和元年11月26日から同年12月26日まで